

# 北九州市立花尾小学校PTA慶弔規程

## 1 慶事

- ① 会員の慶事についての祝儀金の抛出及び金額等については役員会において協議・決議する。

## 2 弔事

- ① 教職員及び会員の死亡については一万円をもって弔慰金とする。
- ② 児童死亡の場合は一万円をもって弔慰金とする。
- ③ その他の弔事については役員会により協議・決議する。

## 3 見舞金

- ① 教職員・会員及び児童の見舞金については原則抛出しないこととするが、特に抛出が必要と認められる場合においては役員会において協議・議決する。

## 4 災害

- ① 火災・風水害等の場合は、その都度役員会において協議・議決する。

## 5 その他

- ① この規程に定めのないものについては、役員会において協議・議決する。